

人流データを活用した地域の活性化業務仕様書

1 業務名

人流データを活用した地域の活性化業務（以下「本業務」という。）

2 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 履行場所

広島市企画総務局行政経営部情報政策課（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）及びその他広島市（以下「本市」という。）が指定する場所

4 概要及び目的

本市では、令和4年3月に策定した「広島市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」において、多様な主体が保有するデータを横断的に活用できる仕組みを構築し、地域全体でデータを活用できるまちづくりを目指すことを取組方針として掲げている。

そうしたまちづくりを実現していくための施策として、同計画には、人流データを活用して、様々な開発が進んでいる中心市街地の魅力をより高める取組を進めることにより、地域の活性化を図ることとしている。

本業務は、データを活用したまちづくりのモデルケースを示すため、中心市街地の人流データを収集し、地域のエリアマネジメント団体等¹が行う地域の活性化につながる取組の企画立案や効果検証に活用するものである。また、収集した人流データ及び事業の検証結果はデータ活用促進の観点から、市民・事業者等に広く公開する。

5 本業務の範囲

- (1) 人流データの収集
- (2) 収集した人流データを公開するダッシュボード²等（以下「本サービス」という。）の構築
- (3) 収集した人流データをオープンデータとして公開
- (4) 本サービスにおける要求機能の実装
- (5) 本サービスの運用・保守
- (6) エリアマネジメント団体等と連携した地域の活性化につながる取組への本サービスの活用

6 スケジュール

本業務のスケジュールについては、概ね以下を想定しているが、詳細は本市と協議のうえ決定する。

¹ 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、住民、事業者、地権者等による主体的な取組を行う団体（エリアマネジメント団体）や地域のにぎわいづくりに取り組む団体など。

² データを表やグラフでわかりやすく表示し、視覚的に確認できるようにするツール

- (1) 本サービスの構築
契約締結日から令和4年11月30日まで
- (2) 本サービスの運用・保守
令和4年12月1日から令和6年3月31日まで

7 業務要件

- (1) 人流データ収集の要件
 - ア 人流データを収集する範囲は「ひろしま都心活性化プラン」が示す「楕円形の都心³」の範囲を対象とする。「楕円形の都心」の範囲全域ではなく、そのうちの特定の範囲でも可とする。人流データの収集方法、収集する範囲等については、具体的に提案書に記載すること。
 - イ 人流データの収集は契約締結日（契約締結日以前も可）からとする。収集の終了日は令和6年2月末を想定しているが、詳細の時期については本市と受託者とが協議して定めるものとする。
 - ウ 収集する人流データの項目として、時間帯や間隔は原則として1時間単位より細かく設定すること。詳細は具体的に提案書に記載すること。
 - エ 収集する人流データは広島市個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報を含まないものであること。
- (2) 本サービスの要件
 - ア 本サービスの利用者は本市の住民、事業者等を想定しているが、本市以外の住民、事業者等も利用可能とすること。
 - イ 原則として、24時間365日利用できる可用性・信頼性があること。可用性・信頼性の要件については、10に記載のSLA要件を参照すること。
 - ウ 旧電子政府ユーザビリティガイドラインの共通設計指針に従った、UI/UXであること。
 - エ 収集した人流データを地図やグラフを用いて、大幅な処理遅延を生じず視覚的に表示できる機能があること。
 - オ 本サービスの更新頻度は原則として月1回以上とし、具体的に提案書に記載すること。
 - カ エリアマネジメント団体等が行う地域の活性化につながる取組に活用できる機能を有すること。地域の活性化につながる取組は、地域のイベント、地域の環境維持・美化活動を想定している。また、本サービスは商業、観光振興等の活動にも活用できるよう配慮すること。
 - キ 本サービスの対象の範囲は、人流データを収集する周辺地域とし、具体的に提案書に記載すること。
 - ク 収集した人流データをオープンデータとして公開する（データ項目、ファイル形式等については、本市と受託者とが協議して定める。）とともに、広報周知に努めること。実施可能な広報活動があれば、提案書に具体的に記載すること。

³ 広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を東西の核とした範囲であり、詳細は

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/23180.pdf>を参照すること。

ケ 将来的に他のシステムとAPI等を用いて連携可能であること等、拡張性と柔軟性を確保すること。

コ コンテンツの改ざん等のセキュリティリスクに対応できる完全性があること。

サ 本サービスは事業者が保有するサーバーまたは日本国内のデータセンターに構築したクラウドサーバーを利用することを想定している。サーバーを所有する事業者、データセンターの運営事業者への外注に当たっては、IS027001を取得しているものを選定すること。情報管理の保全体制や取得しているセキュリティ認証について、具体的に提案書に記載すること。

シ 別紙1「人流データを活用した地域の活性化業務におけるダッシュボード等の機能要件表」に記載の内容を実現すること。ただし、対応できない内容がある場合は、代替案を提示すること。

(3) エリアマネジメント団体等と連携した地域の活性化につながる取組への本サービスの活用の要件

ア 本サービスを地域のエリアマネジメント団体等が実施する地域の活性化につながる取組に活用することができるよう、受託者は、当該団体等に対し、本サービスの活用を積極的に働きかけ、取組の支援等を行う。連携する見込みのあるエリアマネジメント団体等、想定される地域の活性化につながる取組及び実施時期等を提案書に具体的に記載すること。なお、連携する見込みのある団体以外に対しても、可能な限り、本サービスの活用を働きかけるとともに、取組の支援等に努めること。

イ これらの取組の実施に伴う、人流の増加等の効果検証結果や人流データの具体的な活用方法等は、市民・事業者等に広く公開するとともに、広報周知に努めること。実施可能な広報活動があれば、提案書に具体的に記載すること。

8 業務の実施要件

(1) 本サービスの構築

ア 実施計画の策定

契約締結後1週間以内に、本業務に係る業務実施計画書（紙面1部及び電子データ）を提出し、本市の承認を得ること。業務実施計画書を変更するときも同様とする。

業務実施計画書には以下の内容その他必要事項を記載すること。

- ・ 業務スケジュール、作業項目（WBS）と役割分担
- ・ 業務実施体制図（作業者氏名、所持資格及び連絡先）
- ・ 業務運営方法

イ 会議の開催・記録

受託者は、本市と調整の上、原則として以下のとおり会議を開催すること。なお、リモートでの会議でも可とする。また、対面で実施する場合の開催場所は本市が準備する。

(ア) キックオフ会議の開催

8(1)アの業務実施計画書をもとに、契約後10日以内に、キックオフ会議を開催すること。

(イ) 進捗報告会議の開催

構築期間中は、定例の進捗報告会議を月1回以上開催し、本業務全体の進行手順及び進捗状況の確認及び進行上の課題への対応策の協議を行うこと。なお、進捗報告会議は本市又は受託者の求めに応じて追加開催することができるものとする。

(ウ) 会議資料及び議事録の作成

会議に用いる資料の作成は、受託者が全て実施すること。議事録は、受託者が原則として会議開催後5営業日以内に作成し、本市の承認を得ること。いずれも、紙面1部及び電子データを本市へ提出するものとする。

ウ テストの実施

構築した本サービスが要求通りの機能を満たしていること及び限界性能を本市が把握するためのテストを実施すること。

(ア) テストの実施に当たっては、事前に各種テスト実施に係る計画書を提出し、本市の承認を得ること。

(イ) 実施結果について報告書を作成し、本市に報告すること。

(2) 本サービスの運用・保守

ア 運用・保守体制

本サービスの運用開始後、次の運用及び保守を24時間365日実施すること。また、各年度の運用開始前に、運用・保守体制などを記した運用・保守計画書を提出し、本市の承認を得ること。

イ 会議の開催・記録

受託者は、運用・保守期間中、本市と調整の上、原則として以下のとおり会議を開催すること。なお、リモートでの会議も可とする。また、対面で実施する場合の開催場所は本市が準備する。

(ア) 進捗状況報告会議の開催

運用・保守期間中は、定例の進捗状況報告会議を3か月に1回以上開催し、運用・保守業務全体の状況・課題の確認、課題への対応策の協議、エリアマネジメント団体等と連携した地域の活性化につながる取組への本サービスの活用に係る状況報告等を行うこと。なお、進捗状況報告会議は本市又は受託者の求めに応じて追加開催することができるものとする。

(イ) 会議資料及び議事録の作成

会議に用いる資料の作成は、受託者が全て実施すること。議事録は、受託者が原則として会議開催後5営業日以内に作成し、本市の承認を得ること。いずれも、紙面1部及び電子データを本市へ提出するものとする。

ウ 問合せ対応

本サービスの運用・保守に係るヘルプデスクサービスを以下のとおり提供すること。ヘルプデスクの利用者は本市職員を想定している。

(ア) 電話（平日9：00～17：00受付を標準とするが若干の前後は可とする。）又は電子メール（24時間受付）等によるサポートを行うこと（電子メー

ルのみの対応でも可能であるが、迅速な対応が可能である旨を提案書に具体的に説明すること。)

- (イ) 問合せや依頼事項について、受付から対応結果まで記録し、「対応履歴管理表」として管理すること。
- (ウ) 電話受付時間外の緊急連絡体制を示すこと。

エ 本サービスの安定稼働

(ア) 稼働監視業務

稼働に必要となるシステムリソースの全てについて常に監視を行い、障害発生や機能低下などをいち早く感知し、迅速に対応すること。

(イ) 障害復旧業務

障害が発生した場合、直ちに復旧見込みを本市に報告すること。その後、迅速に復旧作業を行い、障害原因、影響範囲及び対応方針を本市に報告すること。

(ウ) バックアップの取得

バックアップを取得し、障害発生時に確実かつ速やかにデータの復旧を行えるよう準備すること。また、バックアップ取得時に、本サービスの機能に影響が出ないようにすること。

オ 運用・保守報告

- (ア) 月次で運用・保守報告書を提出すること。報告書には以下の内容を含めること。
 - ・本サービス利用状況
 - ・8(2)エ(ア)に示した稼働監視業務の監視結果
 - ・本サービスの運用課題や対応策の提案等
- (イ) 運用上発生した課題については課題管理表にまとめ進捗管理を行うこと。課題管理表は、受託者が対応・回答すべきもの、本市が対応・回答すべきものを明示し、それぞれ対応・回答期限を明記すること。課題管理表の様式及び運用方法については事前に本市の承認を得ること。

カ データ移行

次期サービスへの切り替え時に、本サービスに蓄積したデータを移行できるよう汎用的な形式でのデータ抽出作業を行い、データを本市に提出すること。なお、データ抽出に係る費用は本業務受託者の負担とする。

キ その他

本サービスの計画停止は原則1か月以上前に本市に報告すること。

(3) エリアマネジメント団体等と連携した地域の活性化につながる取組への本サービスの活用

ア 本サービスを活用した地域の活性化につながる取組の報告

本サービスを活用した地域の活性化につながる取組の実施結果について、報告書に取りまとめ、提出すること。報告書の形式、報告内容については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。

イ 報告書の提出期限

報告書の提出期限は以下のとおりとする。

1回目：令和5年3月10日

2回目：令和5年9月10日

3回目：令和6年3月10日

9 セキュリティ

(1) 不正アクセス防止対策

SSL等による暗号化技術を利用するなど、不正アクセスを防止するための対策を実施すること。

(2) 脆弱性対策

ア 独立行政法人情報処理推進機構が作成している「安全なウェブサイトの作り方」に含まれる全てのチェックリストを網羅する脆弱性診断を実施し、結果及び対策を本市に提示すること。

イ MyJVN等を活用し、適時Webサイトを構築しているソフトウェア製品の脆弱性に対応すること。対応後は、その内容を本市に報告すること。

10 サービスレベルアグリーメント（SLA）

(1) 本サービスの利用開始までに本市と協議の上、SLAを締結し、サービスの品質の維持に努めること。

(2) 締結したSLAの遵守状況に関して月次の運用・保守報告書に含めて報告すること。

(3) SLAの達成状況について、本市及び受託者が協同して随時分析評価を行うとともに、目標値の見直し、今後の運用の改善策等について検討すること。

(4) SLAに関する項目は別紙2「サービスレベルアグリーメント」のとおり。

11 成果物及び納品形態等

本業務の各年度完了時及び8(3)イ記載の期限に、次に掲げるもの提出し、本市の確認を受けること。

(1) 各年度完了時

・委託業務実施報告書（月次報告書、エリアマネジメント団体等と連携した地域の活性化につながる取組の報告書の総括を含む。）

(2) 8(3)イ記載の期限

・本サービスを活用した地域の活性化につながる取組の報告書

12 その他留意事項

(1) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得た時はこの限りではない。

(2) 受託者は本市の情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守して業務を実施すること。

(3) 本業務に係るネットワーク及び各種サーバーの設定情報等は、その取扱に十分注意するとともに、本業務で知り得た情報を第三者に漏らさないこと。

(4) 契約を履行する上で知り得た個人情報に関しては、次の事項を遵守するとともに、広島市委託契約約款に添付している「個人情報取扱特記事項」に従い適正に取り扱うこと。

ア 受託者は、本業務に関し知り得た情報について、その秘密を厳守し第三者への漏

えいを防止するとともに、必要かつ十分な管理的措置を施すこと。

イ 本業務の従事者は、契約の履行に際して知り得た本市の情報を、契約の履行期間はもちろん、契約の終了後及び解除後においても第三者に漏らしてはならない。

ウ 受託者及び本業務の従事者は、本市の情報の秘密保護に関する誓約書を本市に提出すること。

エ 受託者は、「個人情報取扱特記事項」の内容を従事者に周知徹底させなければならない。

オ 受託者は、本市の情報を保護管理するための責任者を置き、本市の情報の管理及び情報漏えいの予防策の立案・実施並びに従事者への教育訓練等を行わなければならない。

(5) 知的財産権等

ア 本業務の成果物に関する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は全て本市に帰属する。

イ 本サービスを構成するWebアプリケーション・プログラム・デザイン等の著作物について、本調達で新たに開発されたもの（パッケージのカスタマイズ部分を含む。）の著作権は本市に帰属するものとする。ただし、本サービスに結合され又は組み込まれたもので、受託者が従前から有していたプログラム、及び受託者が本業務の実施中に作成したプログラムの著作権並びに第三者ソフトの著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。

(6) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。